

ひたちなか市告示第 57 号

平成 31 年度ひたちなか市ビジネスマッチング支援事業補助金交付 要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の中小企業者の販路拡大及び自立的発展の促進を図り、もって本市の産業振興に資するため、当該中小企業者が自社の販路開拓を目的に見本市等への出展並びに自社ホームページ等の作成及び更新に要する経費の一部について補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成 6 年規則第 40 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) 見本市等 取引先又は事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保及び拡大を目的に工業製品、工業技術等を紹介する見本市、展示会等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 主として小売を目的としたもの
 - イ 関係者以外に公開されていないもの
 - ウ 平成 31 年度ひたちなか市ものづくり展示会等共同出展補助金を利用した出展と認められるもの
 - エ その他市長が不相当と認めるもの
- (3) 自社ホームページ等の作成及び更新 取引先又は事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保及び拡大を目的として、ホームページ制作会社等への外注による自社ホームページ等の新規作成又は新たに既存の自社ホームページ等の刷新を行うことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、及び次に掲げる業種に属する事業を営み、並びに市税に未納がない中小企業者であって、次条に規定する事業を進めるに当たりひたちなか市産業活性化コーディネーターの助言、指導等を受けることができるものとする。

- (1) 製造業（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統

計基準である日本標準産業分類において製造業に分類される業種をいう。)

(2) 情報関連産業（前号の日本標準産業分類において情報通信業に分類される産業のうち情報サービス業に分類される業種をいう。）

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、見本市等へ出展を行う事業及び自社ホームページ等の作成及び更新を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち次の各号に掲げる経費とする。この場合において、市長は、平成31年4月1日前に支出された当該各号に掲げる経費についても、補助対象事業の遂行に密接に関連すると認めるときは、補助対象経費とすることができる。

(1) 出展料（小間料を含む。）

(2) 会場設営費（専門家によるレイアウト指導料を含む。）

(3) 運搬費

(4) 資料作成費等（国外において開催される見本市等の場合にあつては、翻訳代、通訳代及び販路拡大に係る代理店との契約代を含む。）

(5) ホームページ等の作成費又は更新費

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体等から同項各号に掲げる経費に対し補助金その他これに類する助成金等を受ける場合においては、当該経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額であつて、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、当該各号に掲げる補助対象事業の区分の複数に該当する場合は、当該各号に定める額のいずれか高い額を上限とする。

(1) 国内において開催される見本市等 30万円

(2) 国外において開催される見本市等 50万円

(3) 自社ホームページ等の作成及び更新 15万円

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ひたちなか市ビジネスマッチング支援事業補助金交付申請書（平成31年度）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) ひたちなか市ビジネスマッチング支援事業補助金事業計画書（平成31年度）（様式第2号）
- (2) ひたちなか市ビジネスマッチング支援事業補助金事業収支予算書（平成31年度）（様式第3号）
- (3) 事業所の所在地がわかるもの（登記事項証明書又は住民票の写し若しくは事業所等が所在する建物に係る賃貸借契約書をいう。）
- (4) 市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は同意書
- (5) 補助対象事業が見本市等へ出展を行う事業のみの場合にあつては、開催要項その他見本市等の概要が分かる資料
- (6) 補助対象事業が自社ホームページ等の作成及び更新を行う事業のみの場合にあつては、自社ホームページ等の作成及び更新に係る内容に関する概要が分かる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該申請者につき平成31年度中において1回限りとする。

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに、ひたちなか市ビジネスマッチング支援事業補助金実績報告書（平成31年度）（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) ひたちなか市ビジネスマッチング支援事業補助金成果書（平成31年度）（様式第5号）
- (2) ひたちなか市ビジネスマッチング支援事業補助金事業収支決算書（平成31年度）（様式第6号）
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（経理）

第9条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。